

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来、「厳密と透明」を経営の基本方針として、事業活動を行っております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)として取りまとめ、当社ウェブサイトにおいて公開しております。

(<http://www.fanuc.co.jp/ja/ir/index.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

ガイドライン第7条をご参照願います。

【原則1-7】

ガイドライン第17条をご参照願います。

【原則3-1】

(i) ガイドライン第4条をご参照願います。

(ii) ガイドライン第2条をご参照願います。

(iii) ガイドライン第11条をご参照願います。

(iv) ガイドライン第9条をご参照願います。

(v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役候補者の選任理由につきましては、本報告書【取締役関係】および【監査役関係】に記載しておりますのでご参照願います。また、その他の取締役・監査役候補者につきましては、当社ウェブサイトに掲載している株主総会招集ご通知に略歴を記載しておりますのでご参照願います。

(<http://www.fanuc.co.jp/ja/ir/meeting/index.html>)

【補充原則4-1-1】

ガイドライン第12条をご参照願います。

【原則4-8】【原則4-9】

ガイドライン第9条をご参照願います。

【補充原則4-11-1】

ガイドライン第9条および第10条をご参照願います。

【補充原則4-11-2】

当社ウェブサイトに掲載している株主総会招集ご通知をご参照願います。

(<http://www.fanuc.co.jp/ja/ir/meeting/index.html>)

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会の実効性等については、意見交換できる場を年2回設けていることに加え、随時、取締役および監査役から意見、評価等を受け付ける体制をとっています。現時点において取締役および監査役からの取締役会の実効性を懸念する旨の指摘はなく、また現に取締役会において建設的かつ活発な議論がなされているなど、取締役会は効果的に機能しています。引き続きこの状況が継続されるよう努めてまいります。

【補充原則4-14-2】

ガイドライン第18条をご参照願います。

【原則5-1】

ガイドライン第20条をご参照願います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	19,174,000	9.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,153,000	6.87
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,282,798	3.54
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	5,850,251	2.84
シービーエヌワイ ガバメント オブ ノルウェー	4,257,400	2.07
シティバンク エヌエイ エヌワイ アズ デイポジタリー バンク フォー デイポジタリー シェアホルダーズ	4,097,438	1.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,293,500	1.60
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	2,932,460	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	2,700,300	1.31
BNPパリバ証券株式会社	2,614,877	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佃 和夫	他の会社の出身者								△			
今井 康夫	他の会社の出身者								○			
小野 正人	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佃 和夫	○	佃和夫氏は三菱重工業株式会社の取締役会長および取締役社長を務められていましたが、当社の社外役員の独立性基準（【独立役員関係】ご参照）を満たしており、独立性に影響を与える恐れはございません。	当社の事業を安定的に発展させ企業価値を高めていくためには、広い視野と優れた洞察力を持つ外部の目を取締役会に取り入れることが非常に有効です。こうしたなか、製造業全般についての卓越した知見と経営についての豊富な経験を持ち、また当社事業への理解も大変深い佃和夫氏には、社外取締役として非常に有用な助言をいただいております。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けていただけるものと期待されるものです。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
			今井康夫氏は、通商産業省（現 経済産業省）に入省後、石油公団ワシントン事務所長として海外で経験を積み、大臣官房審議官、資源

今井 康夫	○	今井康夫氏はエア・ウォーター株式会社の代表取締役社長を務められていますが、当社の社外役員の独立性基準（【独立役員関係】ご参照）を満たしており、独立性に影響を与える恐れはございません。	エネルギー庁石油部長を経た後、製造産業局長、特許庁長官を歴任されました。こうした経験から今井康夫氏は、海外に明るくグローバルな視点を持ち、製造業、知的財産保護などについて豊富な知見を有しています。同時に今井康夫氏は、現役の企業経営者であり、企業実務経験は10年近くにも及ぶことから、会社経営にも精通しています。このように様々な分野で非常に多くの経験を持つ同氏には、大局的な視点から、社外取締役として非常に有用な助言をいただいております。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けていただけるものと期待されるものです。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
小野 正人	○	——	製造の自動化という狭い分野での事業活動に特化してきた当社では、本業重視の観点から、技術系出身の取締役が取締役会の大半を占めています。こうしたなか、長年にわたり金融機関の経営に携わってこられた小野正人氏には、全く異なる視点から、企業価値向上に向け非常に有用な助言をいただいております。取締役会の議論が大いに活性化してまいりました。 小野正人氏は、株式会社みずほフィナンシャルグループの代表取締役副社長を務めました。が、当社の社外役員の独立性基準（【独立役員関係】ご参照）を満たしており（当社においては同社グループ銀行からの借入は一切ありません。）、また小野正人氏が株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役を退任されてから8年以上が経過しております。このため独立性に影響を与える恐れはございません。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けていただけるものと期待されるものです。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部は、必要に応じ随時情報を交換し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中川 威雄	他の会社の出身者										○			
住川 雅晴	他の会社の出身者										△			
原田 肇	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 威雄	○	中川威雄氏はファインテック株式会社の代表取締役会長を務められていますが、当社の社外役員の独立性基準(【独立役員関係】ご参照)を満たしており、独立性に影響を与える恐れはございません。	中川威雄氏につきましては、東京大学名誉教授および企業経営者として、一貫して「ものづくり」に携わってこられたことから、当社事業について大変深く理解いただいております。こうしたなか様々な角度から客観的かつ有用な助言をいただいております。今後もこのような重要な役割を期待できるものです。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
住川 雅晴	○	住川雅晴氏は株式会社日立製作所の代表執行役 執行役副社長を務められていましたが、当社の社外役員の独立性基準(【独立役員関係】ご参照)を満たしており、独立性に影響を与える恐れはございません。	長年企業経営に携わった豊富な経験、識見から助言をいただくものです。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
原田 肇	○	――	原田肇氏には、弁護士としての豊富な経験、識見から、非常に有用な助言を適宜いただいております。同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって12年となりますが、同氏は、当社の社外役員の独立性基準(【独立役員関係】ご参照)を満たしており、当社グループとの間に取引はなく、利害関係はありません。また弁護士として弁護士職務基本規程により「自由かつ独立の立場を保持する」(同規程第20条)および「公正に職務を行う」(同第5条)責務を負っており、実際に独立した立場から忌憚のない意見をいただいております。これらから現在も独立性を十分保っていると考えます。特に同氏は、近年益々重要性を増しているコーポレートガバナンスにつきまして、弁護士として他の上場会社のコンプライアンス委員を長年務めているなど深い理解を持っています。さらに、システム開発、知的財産権、独占禁止法、国際合併事業、債権回収など多岐にわたる分野で裁判等を経験しており、高度で幅広い専門知識を持っています。これらの理由により、今後当社が直面し得るリスク等について、引き続き極めて広い視点から適切な助言を期待できるものです。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社は、独立社外役員については、利害関係が特になく取締役会等において遠慮なく忌憚のない発言等を期待できる方を候補者とします。また、

- このような実質的な独立性を確保するため、少なくとも以下の各号を満たすことを要件とします。
1. 出身企業と当社の間において連結売上高に対する取引額の比率がともに2%未満であること。
 2. 出身企業からの借入がないこと。(銀行出身者の場合)
 3. 当社との間において顧問契約などの重要な取引関係がないこと。(弁護士等の場合)
 4. 当社の会計監査人である監査法人の出身者でないこと。
 5. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在しないこと。
 6. 上記1.から5.の要件を満たさない者の配偶者または二親等内の親族でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行なっています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、社内取締役については役位を基本に業績連動部分と固定部分からなる報酬額を、社外取締役については独立性確保の観点から適切な固定報酬額を、いずれも株主総会で承認いただいた枠内で取締役会決議に基づき決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては関係部門が、社外監査役に対しては常勤監査役が、必要に応じ、情報を伝達しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社です。
取締役13名(うち社外取締役3名)から成る取締役会と、常勤監査役2名、社外監査役3名から成る監査役会が置かれています。
子会社の社長は当社会長に対し定期的にその事業の状況を報告するとともに、重要案件については事前にその承認を得ています。
さらに当社取締役が子会社の取締役を兼務し、定期的に開催される取締役会に出席することで子会社における業務執行を管理しています。
当社は、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のガバナンス体制は十分機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年度の定時株主総会の招集通知は、6月29日の総会開催日に対して、6月8日に発送しました。 また、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおいて招集通知を6月1日に早期掲載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する株主総会議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主向けには、招集通知の参考英訳を作成いたしました。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、期末決算発表時にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会および工場見学会を開催致しました。また第1四半期決算、第3四半期決算発表時には電話会議による決算説明会を開催致しました。今後につきましても、こうした決算説明会等を適宜行っていく予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算参考資料を掲載しております。	
その他	平成27年4月1日付でSR(Shareholder Relations)部を新設し、広く国内外の株主の皆さまとの建設的な対話を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、自然保存に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を記録、保存する。取締役および監査役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。
- 2 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
法令遵守、環境、災害、品質および輸出管理等に係るリスクについては、リスク対応責任者が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかにリスク対応責任者を定める。さらに、代表取締役直轄の内部監査部が、各部門の業務遂行状況について内部監査を行う。
- 3 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営システムを用いて、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ・取締役および主要な使用人を構成員とする各種主要会議における重要事項の審議
 - ・原則として月1回以上開催される取締役会における重要事項の承認と決算等の報告
- 4 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および使用人に対し、法令および定款、その他の社内規定に関する教育を実施することにより、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。また、反社会的勢力とは関係を持たないとの基本方針を取締役および使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関と連携し組織的に対応する。
- 5 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制子会社の社長は当社会長に対し定期的にその事業の状況を報告するとともに、重要案件については事前にその承認を得る。さらに当社取締役が子会社の取締役を兼務し、定期的に開催される取締役会に出席することで子会社における業務執行を管理する。また、第2項に記載したリスク対応責任者が、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を、子会社に対しても行う。
- 6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
必要に応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- 7 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ) 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制第3項に記載した取締役会および各種主要会議に、監査役が出席することで、取締役および使用人と、経営に必要な情報を共有する。また、監査役会に、会長および社長が出席することで、監査役と、経営に必要な情報を共有する。また、当社および子会社の取締役および使用人は法令・定款に違反する重大な事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- 8 第7項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
第7項の報告をした者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
- 9 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を持ちません。
当社は、山梨県企業防衛対策協議会に加盟しており、その他に弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関と連携して対応する体制をとっています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は以下の通りです。

(1)すべての重要事項は取締役会で、報告、審議され、決議されます。

(2)上記により把握された決定事実、発生事実及び決算に関する情報は、担当部署が会長の承認を経て、適時に開示します。

[巻末添付資料]

当社内部統制システム模式図

